

ふくしまの酒グローバル支援事業補助金交付要綱

制 定：令和4年3月22日 3観第1684号
一部改正：令和5年1月19日 4観第1518号
一部改正：令和7年3月24日 6観第2088号

(趣 旨)

第1条 県は、海外マーケットにおけるふくしまの酒の風評払拭、認知度向上及び消費拡大を目指す県内酒造事業者等に対し、海外で開催される国際コンペティションに係る活動に資すると認められる事業に要する経費について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下、「規則」という。）及び本要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定 義)

第2条 この要綱において「酒造事業者」、「酒造事業者等」、「国際コンペティション」とは別表第1に定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金は、別表第1に掲げる補助対象者が、同表に掲げる事業内容を行う場合、当該事業に要する経費について、事業実施者（以下、「補助事業者」という。）に交付するものとし、その額は同表に掲げる補助額の範囲内で知事が定める額とする。

2 消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則（平成27年経済産業省告示第59号）に従うべきこと。
- (2) 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表第1に掲げる軽微な変更の欄に掲げる変更とする。
- (3) 補助事業の実施に関し、契約をする場合においては、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札により行うべきこと。

(着手届)

第6条 補助事業者は、当該事業に着手したときは、速やかに補助事業着手届（第2号様

式)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、事業を執行するにあたり、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、指令前着手届(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認申請)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、補助金等の交付の決定の通知を受けた補助事業等の内容又は経費の配分の変更(知事が軽微な変更と認めた物を除く。)その他申請にかかる事業の変更、中止または廃止の承認を得ようとするときは、あらかじめ補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は第4条の規定による交付申請の内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、事業者等に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認める場合は、本要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金を交付することができる。

(状況報告等)

第11条 規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、補助事業実施状況報告書(第5号様式)により、知事が指定する日までに行うものとする。

- 2 補助事業者は、当該事業が完了した時は、速やかに補助事業完了報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第7号様式)により事業完了の日から起算して20日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月中の知事が別に定める日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(結果報告及び公表)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の審査結果について、前条に定める日まで第8号様式により知事に報告するものとする。

- 2 審査結果の公表日が前項に掲げる日後になる場合など、前項に定める日までに報告することができない時は、審査結果公表後30日以内に知事に報告するものとする。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、第12条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に

応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金額が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要と認められる経費については、概算払いすることができる。

- 2 補助事業者は、第9条の規定により補助金の概算払を受けようとする場合は、補助金交付(概算払)請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助事業による収益の一部の納付)

第16条 補助事業者は、補助事業のうち相当の収益が生ずる可能性があると思われる事業については、当該補助事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告の結果、相当の収益が生じたと認められる場合においては、補助事業者に対し、当該補助事業により生じた収益から必要な経費を控除した額の納付を命ずることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第17条 補助事業者は、補助金の収支の状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年3月22日から施行・募集開始し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

別表第一 (第2条関係)

事業区分	ふくしまの酒グローバル支援事業
補助対象者	酒造事業者等
用語の定義	<p>(1) 酒造事業者 酒税法(昭和28年法律第6号)第7条に規定する酒類の製造免許を受け、福島県内に酒造場を有する酒類製造者。</p> <p>(2) 酒造事業者等 次のうちいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県内に主たる事務所を有する酒造事業者(以下「県内酒造事業者」という。) ・県内酒造事業者に製造委託等をする事業者、組合、団体等(福島県内に主たる事務所を有するものに限る。) ・県内酒造事業者を構成員に含む事業者、組合、団体等(福島県内に主たる事務所を有するものに限る。) <p>(3) 国際コンペティション 海外で開催される酒類を審査対象とするコンクール。ただし慣例的に海外で開催されるが、当年度に日本国内で開催されるものも含む。</p>
補助対象酒類	酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第2項に規定する発泡酒酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類
補助対象事業	酒造事業者等が国際コンペティションへ出品し、グローバルな評価を獲得することで、国内外における県産酒の認知度向上、販路拡大を目指すための事業。
補助対象経費区分	審査出品費、輸送費、翻訳費、出品代行費、その他必要経費と認めるもの。ただし、渡航費は対象外とする。
補助率	補助対象経費の2/3以内の額
補助限度額	1酒造事業者等が出品する1国際コンペティションあたり上限10万円
軽微な変更	補助金の額に変更がない場合で、補助対象事業費の20%以内の変更

